

広報かどま 7 (2025) 年 4 月号

子どものゲーム課金で高額請求？

(相談) クレジットカードに 28 万円の請求があり、慌てて利用明細を確認すると、オンラインゲームへの課金が複数回あった。小学一年生の息子がゲームをしたがるので、時間を決めて母親のスマホで遊ばせていたが、母親のアカウントでログインしていたため、紐づけられたカード情報で自由に課金できたようだ。

(助言) 民法では、未成年者が保護者の同意なく契約（買い物など）した場合は、未成年者契約の取り消しを求めることができます。しかし、保護者のアカウントで課金されている場合は、アカウントの所有者が課金したとみなされる場合もあります。また、ゲーム会社やプラットフォーム事業者も、子どもの無断課金を防ぐための対策をとっており、保護者向けに周知もされているため、子どものアカウントであっても保護者の管理責任を問われ、取り消しが認められないケースも増えています。子どもにゲームをさせる場合は「ペアレンタルコントロール（課金を承認制に設定できる）」機能を利用したり、課金の上限額を設定する、クレジットカードの管理を徹底するなどの対策をとみましょう。また、子どもと一緒にゲーム課金の仕組みを確認し、ルールをつくることも大切です。

問合先

門真市消費生活センター

06-6902-7249